

公益社団法人長野県社会福祉士会事務局組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第50条の規定に基づき、事務局の組織に関する事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条第1項に定める主たる事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、定款に定める書類の整備のほか、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 会の役職員及び機関に関する事務
 - (2) 会員の管理に関する事務
 - (3) 地区及び各委員会との連絡調整に関する事務
 - (4) 会の文書及び公印の管理に関する事務
 - (5) 会の会計及び契約並びに資産の管理に関する事務
 - (6) 事務所の維持管理に関する事務
 - (7) 登記に関する事務
 - (8) その他の庶務
- 2 事務局に受託事業にかかわる事業所をおくことができる。
- 3 事業所にかかる所掌事務は会長が別に定める。

(事務局長)

第4条 定款第50条第2項の定めるところにより、事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、本会会長の命を受けて事務局を統括する。

(職 員)

第5条 定款第50条第2項の定めるところにより、事務局に職員を置く。

- 2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。
- 3 事業所職員は、事業所責任者の命を受けて、事業所の事務を分掌する。

(事務局次長)

第6条 本会会長が必要と認めるときは、事務局次長を置くことができる。

- 2 事務局次長は、職員の中から本会会長が任命する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて事務局の日常業務を掌理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるほか、事務局の運営に必要な事項は会長が定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 9月 2日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。